

## 清流通信「四万十川物語」

第50章(平成13年4月10日)

送信者:高知県 四万十川流域振興室

Tel (088)823-9795 Fax(088)823-9296 E-mail shimanto@pref.kochi.jp

## 「四万十川条例」の誕生

清流通信の読者のみなさま、こんにちわ。4月に入り、桜から新緑の季節に移ろうとしています。今回は3月23日に議決されました「四万十川条例」についてお伝えします。

日本最後の清流と称される四万十川。流域にお住まいの方々をはじめ、県民・国民の共有財産として四万十川を後世に引き継いでいくことが、高知県の責務と考えています。

高知県ではこのほど、四万十川の保全と流域の振興をすすめるための基本的なルールを継続的なものとする「高知県四万十川の保全と流域の振興に関する基本条例(略称:四万十川条例)」を定めました。河川流域を対象とした県条例は、全国的にも例をみないものです。

条例のねらいとして3点ほどあります。

- 1) 人と自然の共生(環境をテーマとした魅力ある地域づくり)
- 2) 人と川のかかわりの文化の保全
- 3) 生態学的に健全な流域の保全と創造

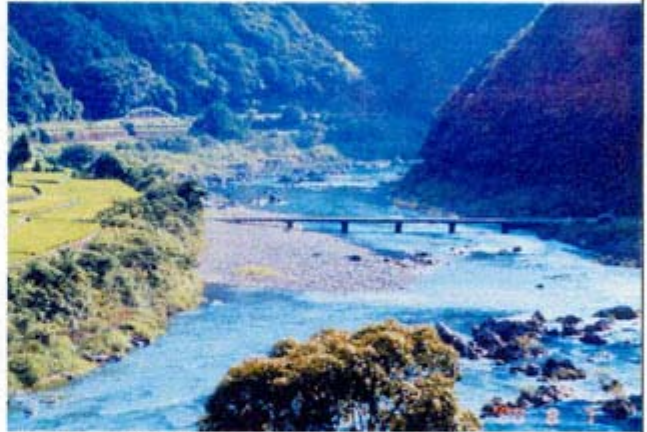
条例の内容として特徴的なものは、

- 1) 河川沿いの必要最小限度の区域における一定の開発行為の規制
- 2) 「環境配慮指針」に基づく公共事業の実施
- 3) 環境自治ともいえる「人と自然の共生モデル地区」の設定
- 4) 四万十川の清流を維持・向上させるための「清流基準」の設定
- 5) 清流の保全に欠かせない保水力の向上、自然浄化機能の向上、濁りの防止
- 6) 条例が効果を発揮しているかどうかを把握する「住民意識調査」
- 7) 流域振興のための具体的計画として「流域振興ビジョン」の策定

などがありますが、流域を訪れる旅行者のみなさまも四万十川の保全には無関係ではないことも規定しています。

なお、条例の運用に必要な施行規則は今後、1年から2年程度をかけて定めることとしています。

※ 条例全文は高知県のホームページでご覧になれます。



## 6人目の四万十大使に山村レイコさん就任

国際ラリーライダー、エッセイストとしてご活躍されている山村レイコさんに、四万十大使として新たにご就任いただきました。

3月26日の県庁での就任式では、橋本知事から委嘱状と四万十大使の名刺をお渡しし、大使としての活動をお願いいたしました。前日に四万十川を訪れた山村さんは、「四万十川へは数回来たが、昨日が一番感動的。幸せな時間をもたせていただき、肩書きは四万十大使一本でいいかな、と思う。同行した者(男性)が、四万十川を見て(その美しさに)涙ぐんでいました。大使として四万十川を何度も訪れて環境問題に携わりたい。永いおつきあいをお願いします。」と抱負を述べておられました。